

## ○久喜市生涯学習推進会議条例

平成22年3月23日

条例第97号

## (設置)

第1条 市は、生涯学習活動を積極的に推進するために、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進のための提言に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関する基本的な指針の策定に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (議長及び副議長)

第4条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議の会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 推進会議の会議を効率的に行うために、幹事会を置く。

(生涯学習推進部)

第7条 推進会議が策定した基本的な指針の実現に向けて、市民の意見、要望等を取り入れ、市民の手による生涯学習の推進を行うために、生涯学習推進部(以下「推進部」という。)を置く。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び推進部の運営に関し必要な事項は、久喜市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

○久喜市生涯学習推進会議規則

平成22年3月23日

教育委員会規則第32号

改正 平成30年7月26日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成22年久喜市条例第97号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項各号に定める推進会議委員については、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

学識経験者	久喜市内小・中学校校長会
	久喜市内高等学校校長会
	教育委員会委員
	社会教育委員
	生涯学習推進部委員長
	生涯学習推進部委員
	その他市長が必要と認める者
市民	公募による市民

(庶務)

第3条 推進会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成30年7月26日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

○久喜市生涯学習推進会議幹事会規則

平成22年3月23日

教育委員会規則第33号

改正 平成25年4月23日教委規則第4号

平成31年2月25日教委規則第2号

令和2年3月23日教委規則第2号

令和4年3月28日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成22年久喜市条例第97号）第9条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 幹事会の会議は、教育委員会生涯学習課長が招集し、議長となる。

(所掌事務)

第3条 幹事会は、推進会議で審議する議案の作成等をする。

(委員)

第4条 幹事会の委員は、次のとおりとする。

市職員	教育委員会生涯学習課長
	総務部企画政策課の企画政策係長
	市民部市民生活課の市民活動推進係長
	健康・子ども未来部スポーツ振興課のスポーツ企画推進係長
	教育委員会指導課の指導係長
	教育委員会生涯学習課の生涯学習係長
生涯学習 推進部	委員 3人

(庶務)

第5条 幹事会に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年4月23日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月25日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日教委規則第2号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○久喜市生涯学習推進部規則

平成22年3月23日  
教育委員会規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成22年久喜市条例第97号）第9条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進部（以下「推進部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民が参加できる体験型の生涯学習推進事業の実施に関すること。
  - (2) 生涯学習を推進するために必要な調査及び研究に関すること。
  - (3) 生涯学習に関する研修に参加すること。
- 2 推進部は、委員40人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
- (1) 社会教育関係者
  - (2) 学校教育関係者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 公募による市民
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 推進部に、委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、推進部の事務を総理し、推進部を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 推進部に、次に掲げる部会を置く。

(1) 企画運営部会

(2) 広報部会

(3) 研修部会

(4) 学社連携部会

9 本条に掲げるもののほか、推進部の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第3条 推進部に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。